

「ビジネスと人権」10年間の軌跡とこれから：GC 研の歩みとともに

菅原絵美（グローバル・コンパクト研究センター代表／大阪経済法科大学）

1. GC 研の10年間と「ビジネスと人権」の10年間

GC 研の活動	年	「ビジネスと人権」の動き
法政大学現代法研究所国連グローバル・コンパクト研究センター設立（江橋崇センター長）	2007年 12月	
『グローバル・コンパクトの新展開』発刊 *1-3月 OHCHR/4-7月 UNGC でインターン後、7月より GC-JN(現 GCNJ)勤務	2008年	「保護、尊重、救済：ビジネスと人権のための枠組み」（ラギーフレームワーク）の発表
『企業の社会的責任経営：CSR とグローバル・コンパクトの可能性』発刊 第1回 UNGC 日中韓研究者会合（ソウル） *インドへ UNGC および人権 CSR 調査	2009年	子どもの権利委員会「ビジネス部門の責任」に関する勧告を発表、政府報告書審査の最終所見において「子どもの権利およびビジネス部門」の項目をたて締約国政府への勧告を開始。
第2回 UNGC 日中韓研究者会合（上海） East Asia 30 会議 第3回国連 GC リーダーズサミットへ参加	2010年	ISO26000 発行 女性のエンパワメント原則（WEPs）発表 米国ドッド・フランク法（紛争鉱物規制）
"Being Responsible in East Asia"発刊 『東アジアのCSR』発刊 第3回 UNGC 日中韓研究者会合（東京） *韓国との人権 CSR 共同研究開始	2011年	「ビジネスと人権」に関する指導原則の承認 国連人権理事会に「ビジネスと人権」作業部会設置 EU の CSR2011-2014 年戦略に指導原則 OECD 多国籍企業行動指針改定（第5版）
第4回 UNGC 日中韓研究者会議（ソウル） 第1回ユース CSR 会議への参加 公開研究会「グローバル・コンパクトで、企業力と地域力をアップ！」（東京・山形・北九州）	2012年	国連「ビジネスと人権フォーラム」が開始 1967年以降に占領されたパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者（2012年）：加担13社 赤道原則改定（第3版）
グローバル・コンパクト研究センターへ改称（江橋崇より菅原絵美へ代表交代） 第4回国連 GC リーダーズサミットへ参加 第2回国連「ビジネスと人権フォーラム」参加 人権 CSR セミナー第1弾（LGBT の権利） *『人権 CSR ガイドライン』発刊	2013年	米国ミャンマー新規投資規制 英国が世界で初となる国別行動計画 NAP を策定（2016年に現代奴隷法等を盛り込み改訂） 子どもの権利条約一般的意見16「企業セクターが子どもの権利に及ぼす影響に関わる国の義務」発表（2017年に同様の社会権規約一般的意見24）
公開研究会「女性のエンパワメントで、企業力と地域力をアップ！」（第1回大阪） 第6回 UNGC 日中韓 RT&研究者会合参加 人権 CSR セミナー第2・3弾（紛争とビジネス／子ども・障害者の権利）	2014年	国連人権理事会に「ビジネスと人権」の条約化を検討する政府間作業部会が設置（2015年より活動） 子どもの権利とビジネス原則発表
公開研究会「女性のエンパワメントで、企業力と地域力をアップ！」（第2回東京） *インドへ UNGC および人権 CSR 調査	2015年	G7 エルマウ・サミット首脳宣言で指導原則の支持 持続可能な開発目標（SDGs）が承認 英国現代奴隷法制定・施行
公開研究会「女性のエンパワメントで、企業力と地域力をアップ！」（第3回横浜） *国際法学会報告・論究ジュリスト寄稿	2016年	日本政府が国別行動計画 NAP 策定を宣言 日本 SDGs 実施指針に NAP 策定
公開研究会「職場、市場、地域を元気に：国連	2017年	フランス企業注意義務法施行（制定は前年）

原則をつかって」(東京) *『サプライチェーンにおける人権への挑戦』 寄稿		東京 2020 大会持続可能性に配慮した調達コード (第 1 版) ILO 三者宣言改定 (第 5 版) 経団連企業行動憲章の改訂 (指導原則の位置づけ) イスラエル入植加担企業リスト公開予定 (年末)
---	--	---

2. 「ビジネスと人権」への国際的な関心の高まり

(1) 国連グローバル・コンパクト (UNGC) の発足 (2000 年)

国連事務総長と企業最高経営責任者との「約束 (コンパクト)」により、企業活動における人権・労働基準の尊重及びミレニアム開発目標・持続可能な開発目標の実現が企業の社会的責任の対象に

- ・グローバル・コンパクト 10 原則←世界人権宣言、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言 (原則 1 : 人権の尊重と支持、原則 2 : 人権侵害への非加担)
- ・持続可能な開発目標 (SDGs) ←成果文書「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」

(2) 国連人権理事会による「ビジネスと人権に関する指導原則」の承認 (2011 年)

① 「国連多国籍企業行動綱領案」の挫折 (1970 年代~1990 年代前半)

OECD 多国籍企業行動指針 (1976 年、2011 年改訂)、ILO 三者宣言 (1977 年、2017 年改訂)

② 「人権に関する多国籍企業及び他の企業の責任に関する規範」の挫折 (2003 年)

③ 「ビジネスと人権に関する指導原則」の承認 (2011 年)

- ・国家の人権保護義務 (国家の域外的義務を含む) : 子どもの権利条約、社会権規約で一般的意見
- ・企業の人権尊重責任

←世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言
 国家の義務とは独立に国際人権基準を尊重する責任

自社グループのみならず取引先 (調達、生産・製造委託、投資、流通) の人権侵害に対しても責任

→国際機関、地域機関、政府、企業、市民社会が指導原則を普及・実施

「国別行動計画 (NAP)」策定 (現在 17 カ国が策定、23 カ国 (日本を含む) が政府により策定中)

(3) 企業・市民社会による「ビジネスと人権」の取組み (代表的なものの例示)

- ・ISO26000 (2010 年) ←国際人権章典・7つの主要な国際人権関連文書
- ・東京 2020 大会「持続可能性に配慮した調達コード (第 1 版) (2017 年) : 国際的人権基準の尊重×調達・流通
 ←参考文献の国際的な合意・行動規範関連
- ・経団連「企業行動憲章」の改訂 (2017 年) : すべての人々の人権を尊重する経営を行う (第 4 原則)
 ←国際的に認められた人権の尊重 : 指導原則、SDGs など

3. 「ビジネスと人権」への国際的な関心の広がり

事業活動全体とステークホルダー (労働者、消費者、地域住民等) の関係を、「ビジネスと人権」という問題群 (労働問題から政府・反政府勢力や取引先による人権侵害への加担まで多岐) として包括的に捉える。

○サプライチェーンから、改めて「バリューチェーン」までが対象

- (1) 調達 : 紛争鉱物、木材資源、パーム油
- (2) 製造 : サプライチェーンにおける人権侵害 (児童労働、移住労働者、現代奴隷、ジェンダー課題など)
- (3) 投資 : ポスコ社によるインドでの強制移住事件 (蘭・ノルウェー投資機関に責任)、ESG 投資
- (4) 流通 : 製品の不正使用、イスラエス入植加担企業 (イスラエス政府への商品・サービスの提供)

4. まとめ : これからへの希望と懸念 : 愛知中小企業家同友会 2017 年提言 / 「人権リスク」と「経営リスク」